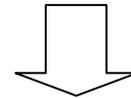


第1次一括法の概要

- ①地方分権改革推進委員会による第3次勧告
(平成21年10月7日)
【義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大】
 - (a) 施設・公物設置管理の基準
 - (b) 協議、同意、許可・認可・承認
 - (c) 計画等の策定及びその手続
- ②地方公共団体からの要望



地方分権改革推進計画
(平成21年12月15日閣議決定)



地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)に基づき、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を目的に41法律について整備

(a) 施設・公物設置管理の基準

政省令で規定



条例で規定(政省令は基準化)

例) 公営住宅の整備基準・収入基準、道路構造の技術的基準

(b) 関与(協議、同意、許可・認可・承認)の見直し

許可、承認、同意協議等について、より弱い関与形態へ

例) 市町村立幼稚園の設置廃止等の認可 → 事前届出へ

(c) 計画等の策定及びその手続

策定義務規定の廃止、策定義務のできる規定化、内容の例示化

例) 中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化